

わたSHIGA輝く国民スポーツ大会記念カップ 実施要項 <カテゴリー★>

主催 水口乗馬クラブ (共催) ポニークラブ協会

公認 日本馬術連盟

場所 水口乗馬クラブ

開催日 令和6年10月19日(土)～10月20日(日)

競技種目

10月19日(土)

競技No			基準
1	小障害標準C	H80,W80	F.E.I 238.2.1
2	小障害標準B	H90,W90	F.E.I 238.2.1
3	小障害標準A	H100,W100	F.E.I 238.2.1
4	中障害標準D	H110,W110 (公認)	F.E.I 238.2.1
	中障害D	オープン	F.E.I 238.2.1
5	中障害標準C	H120,W120 (公認)	F.E.I 238.2.1
	中障害C	オープン	F.E.I 238.2.1

10月20日(日)

競技No	種目		基準
6	小障害標準A	H100,W100	F.E.I 238.2.1
7	中障害標準D	H110,W110 (公認)	F.E.I 238.2.2
	中障害D	オープン	F.E.I 238.2.1
8	中障害標準C	H120,W120 (公認)	F.E.I 238.2.2
	中障害C	オープン	F.E.I 238.2.1
9	中障害標準B	H130,W130 (公認)	F.E.I 238.2.2
10	ジムカーナ		基準タイム
11	クロスバー&ジュニアクロス		基準タイム
12	低障害標準A	H70,W70	F.E.I 238.2.1
13	小障害標準C	H80,W80	F.E.I 238.2.1
14	小障害標準B	H90,W90	F.E.I 238.2.1

(協賛) ポニークラブ協会

(協賛) ポニークラブ協会

* 19日(土)の第1競技は、13:00からの開始予定です。

- ・第10競技、第11競技は、援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。
- ・第11競技クロスバーでは、小学生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します。

☆今大会では、ポニークラブ協会と共催でイベントを実施します☆

- ・第10、11競技は、ポニーで参加の方には特別完走賞品をお送りいたします。
 ポニーでのご参加をお待ちしております。

1、参加条件及び参加制限

- ・自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とします。
- ・公認競技は一馬1回限りの出場とします。
- ・ポイント対象、全日本Jr実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。

2、審判規程

- ・日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

3、褒賞

- ・各競技6位まで入賞とする。
- ・各競技6位までにリボンをおくる。
- ・各競技優勝者には、**近江牛** が贈られます。※変更になる場合があります。
- ・第10、11競技は、ポニーで参加の方には、**特別完走賞品** をお送りいたします。

4、申し込み

- ・締め切り 2024年 10月 7日（月）必着
- ・外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・所定の用紙に記入のこと。
- ・申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382
水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会
TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

5、参加料

①参加馬登録料	一頭	11,000円
②出場料	公認障害競技	一鞍 11,000円
	ジムカーナ、クロス	一鞍 5,500円
	その他障害競技	一鞍 8,800円
③変更料、追加料		2,200円
④ポニーのレンタル料（先着5名）		4,400円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めない。

※申し込みと同時に納入のこと。既納の参加料は返却しない。

- ⑤参加料振込先 滋賀銀行 水口支店 普通 NO, 520804
(株)水口スポーツセンター カ)ミナチスポーツセンター

6、入厩および退厩

- ① 入厩について
 - ・10月19日から10月20日とします。（前日入厩はお問い合わせください）
 - ・法廷検査を実施しており、軽種馬防疫協議会の定めるインフルエンザ予防接種を完了させていること
 - ・入厩時に競技参加する馬匹の健康手帳を提出すること
- ② 退厩について
 - ・馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はしない。

7、服装および馬装

- ・日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。3点固定式ハーネス付きの防護帽の着用を義務づける

8、その他

- ・選手、HMの宿舎の幹旋はできません。
馬の事故に対しての応急処置はするも、その責は負わない。